

1号認定子どもの保育料 [対象：新制度の幼稚園・認定こども園]

子ども・子育て支援新制度の仕組みに入る幼稚園と認定こども園の保育料（月額）は、世帯の市町村民税額や
のきょうだい順位などに応じて、園児の居住する市町村が定める額となります。

1号認定子ども

満3歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子どもで、
新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用する子どものことをいいます。

新制度の私立幼稚園及び認定こども園（平成30年度）

世帯の階層区分		保育料月額	
生活保護世帯等		A	0円
非課税	ひとり親世帯等	B0	0円
	その他	B1	0円
均等割のみ	ひとり親世帯等	B2	0円
	その他	B3	3,000円 (0円)
所得割の額が 77,100円以下	ひとり親世帯等	C0	1,850円 (0円)
	その他	C1	6,300円 (3,150円)
所得割の額が 77,101円～211,200円		D0	14,700円 (7,350円)
所得割の額が 211,201円以上		D1	19,100円 (9,550円)

この保育料は、年間の保育料を月額に算定しているため、夏休み等の休業期間中もお支払いいただきます。
保育料以外の諸経費は、各園が定める額となります。詳しくは各園にお問合わせください。
新制度の幼稚園・認定こども園の利用者に対し、就園奨励費等補助金（⇒4～5ページ）の交付はありませんが、
上記の保育料は、従来の保育料の平均から補助金相当額を差し引いた額となっています。

世帯の階層区分の判定について

「所得割の額」には、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。
世帯の所得割の額は、父母がともに課税されている場合には、その合計額となります。また、父母以外が家計の主宰者と認められる場合には、父母及び家計の主宰者の合計額となります。
前年中に国外での収入がある場合、国内・国外の収入額を合算した額から算出した市町村民税相当額により判定します。
「ひとり親世帯等」とは、父母がひとり親である世帯、同一の世帯に在宅障害者がいる世帯をいいます。

2子の保育料軽減について

A～C階層（市町村民税所得割の額が77,100円以下）の世帯
園児に保護者と生計を一にする兄または姉が1人いる場合、保育料は（ ）内の金額となります。（兄・姉に年齢制限はありませんが、前年の合計所得金額が38万円を超える兄・姉はきょうだいとして数えません。）

D階層（市町村民税所得割の額が77,101円以上）の世帯
園児と同一世帯に 小学1年生から3年生 または 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している兄または姉が1人いる場合、保育料は（ ）内の金額となります。（D階層では、小学4年生以上の兄・姉はきょうだいとして数えません。）

3子保育料無料化

高崎市では、世帯の階層区分にかかわらず、保護者と生計を一にする子（前年の合計所得金額が38万円以下）が3人以上いて、そのうち、新制度の幼稚園や認定こども園を利用する子が第3子以降である場合は、申請により保育料を無料化しています。
詳しくは、入園の内定後、園を通じて案内します。